宮島包ヶ浦自然公園利活用の検討経過と現在の取組状況

令和6年10月11日、16日

ちょうどいい、みつけた。

廿日市市

はつかいちし

本日の説明内容

○これまでの経過と対応について
　※市議会で説明した報告内容

○宮島包ヶ浦自然公園利活用検討協議会の協議経過について

これまでの経過

令和３年１０月　観光庁の「上質な宿泊施設の開発促進事業」へ応募⇒ 令和４年２月　採択
令和５年　２月 講演会「地方に求められる今後の宿泊施設のあり方」開催
令和５年　３月 島内主要７団体代表者へ意見交換会開催
令和５年　４月 地元説明会開催(市と宮島コミュニティの共催）計３回
令和５年　９月 市議会議員全員協議会で観光課が現状を説明
令和６年　２月 市議会議員全員協議会で観光課が現状を説明
令和6年4月19日 包ヶ浦自然公園利活用検討協議準備会開催
令和6年5月 2日 第1回宮島包ヶ浦自然公園利活用検討協議会開催
令和6年5月23日 宮島包ヶ浦自然公園を守る会が市議会へ13,815筆の署名を提出
令和6年5月28日 第2回宮島包ヶ浦自然公園利活用検討協議会開催
令和6年6月13日 第3回宮島包ヶ浦自然公園利活用検討協議会開催
令和6年6月17日 宮島包ヶ浦自然公園を守る会が市議会環境産業常任委員会で説明
令和6年6月17日 市議会議員全員協議会で観光課が現状を説明（守る会の説明に関する質疑有）
令和6年6月24日 市議会議員全員協議会で観光課が利活用方針の策定について説明（守る会の説明に関する回答有）
令和6年6月24日 市議会議長から市長へ申し入れ
令和6年7月19日 第4回宮島包ヶ浦自然公園利活用検討協議会開催

なぜ応募したのか

市の課題

- 観光施設の老朽化
- 自然公園の保護・再生
- 伝統工芸の継承
- 宮島東地域への誘客
- 滞在時間の延長
- 公共施設の縮減

国の取組

- ◆訪日客と観光消費額の増加
- ◆観光産業の成長と地域経済活性化
- ◆地方の宿泊施設の増加
- ◆国立公園の保護と利用の増進を図る

宮島地域の更なる発展

施設整備の前提条件

公園計画の利用施設計画の趣旨をはずれないもの

新たな造成や形質の変更が伴わないこと

宮島地域の活性化に寄与する施設であること

宿泊事業者と共存が図れるもの

観光庁の進める事業の目的から逸脱しないもの

自治体との協調が図れるもの

求めるもの

- 豊かな自然資源を活用した観光施設
- 長期滞在を好む観光客層をターゲットとした観光施設

包ヶ浦自然公園の現状（１）

宮島包ヶ浦自然公園は、自然公園法に基づく集団施設地区であり、長年レクリエーション施設として管理運営を行ってきたものの、<u>海水浴やキャンプ利用ニーズの変化</u>などから、<u>平成初期より利用者数が大幅に減少</u>し、<u>近年は横ばい</u>の状況である。

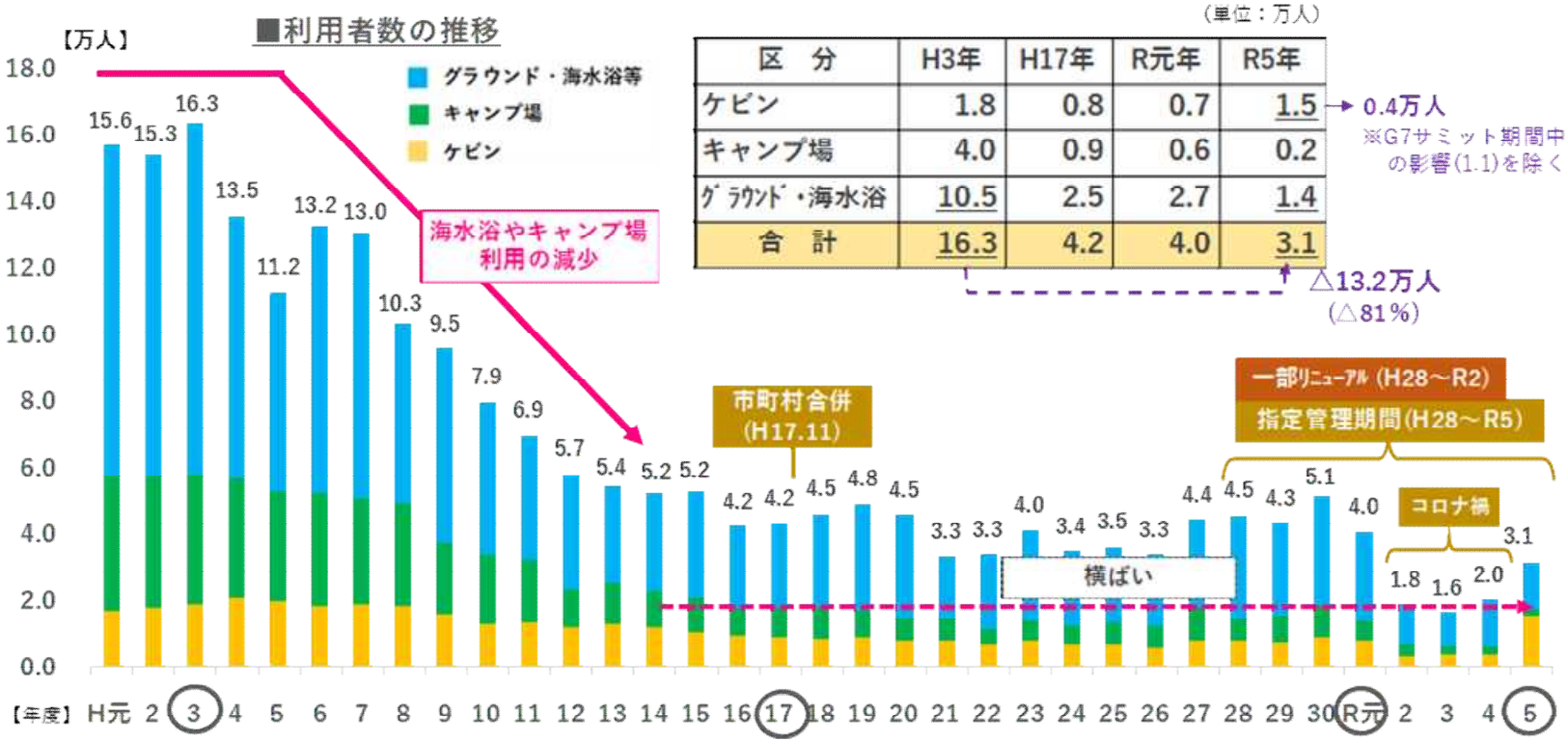

（単位：万人）

区　分	H3年	H17年	R元年	R5年
ケビン	1.8	0.8	0.7	1.5
キャンプ場	4.0	0.9	0.6	0.2
ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ・海水浴	10.5	2.5	2.7	1.4
合　計	16.3	4.2	4.0	3.1

→ 0.4万人
※G7サミット期間中の影響(1.1)を除く

△13.2万人
(△81％)

包ヶ浦自然公園の現状（２）

利用者が減少している中、施設の老朽化(一部改修を実施)も進んでおり、将来にわたって自然公園を守り、持続可能な管理運営に向け、今後の施設のあり方が課題となっている。

✔ 収支上、平均約2,100万円のマイナス(赤字)
✔ 課題やニーズを踏まえた施設の管理･経営が必要

※平成27年度までは、特別会計決算(一般会計繰入金を除く)の数値
※平成28年度からは、指定管理者の運営による一般会計決算の数値

■宮島包ヶ浦自然公園に係る収支の状況　（単位：万円）

区　分	H3年	H17年	R元年	R5年
歳入(収入)	12,772	5,122	1,903	371
歳出(支出)	15,655	7,709	3,809	1,359
収　支	▲2,883	▲2,587	▲1,906	▲988

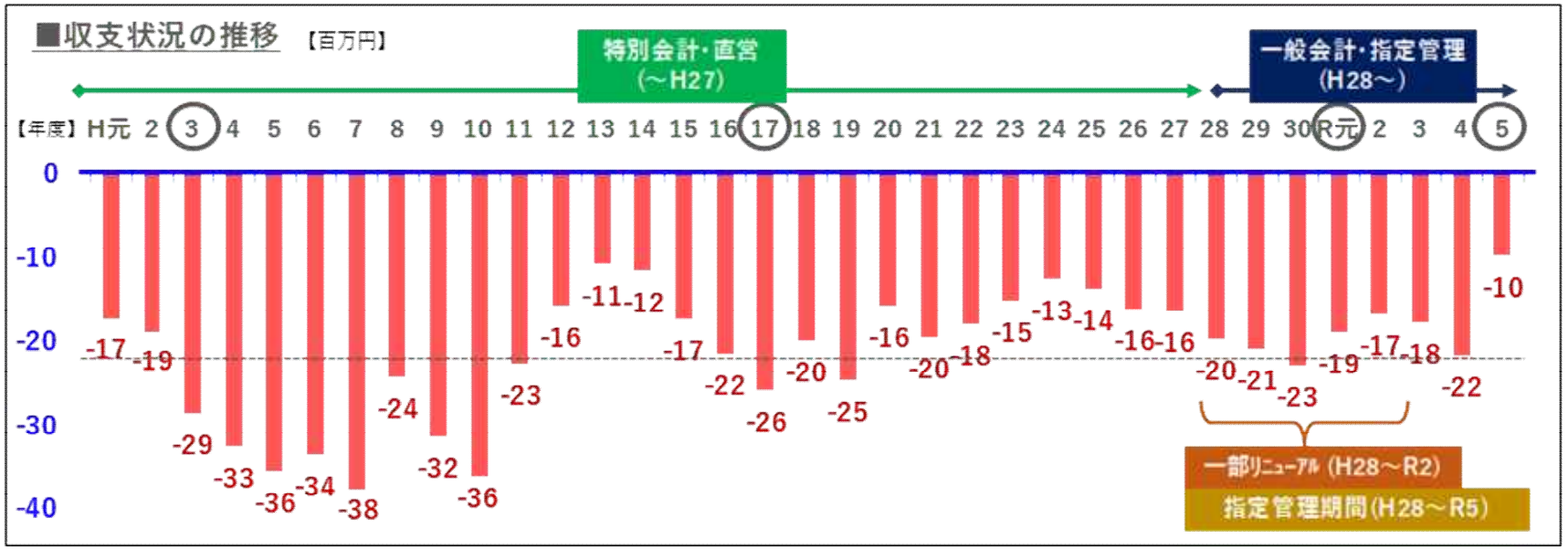

令和５年４月説明会時点の活用案

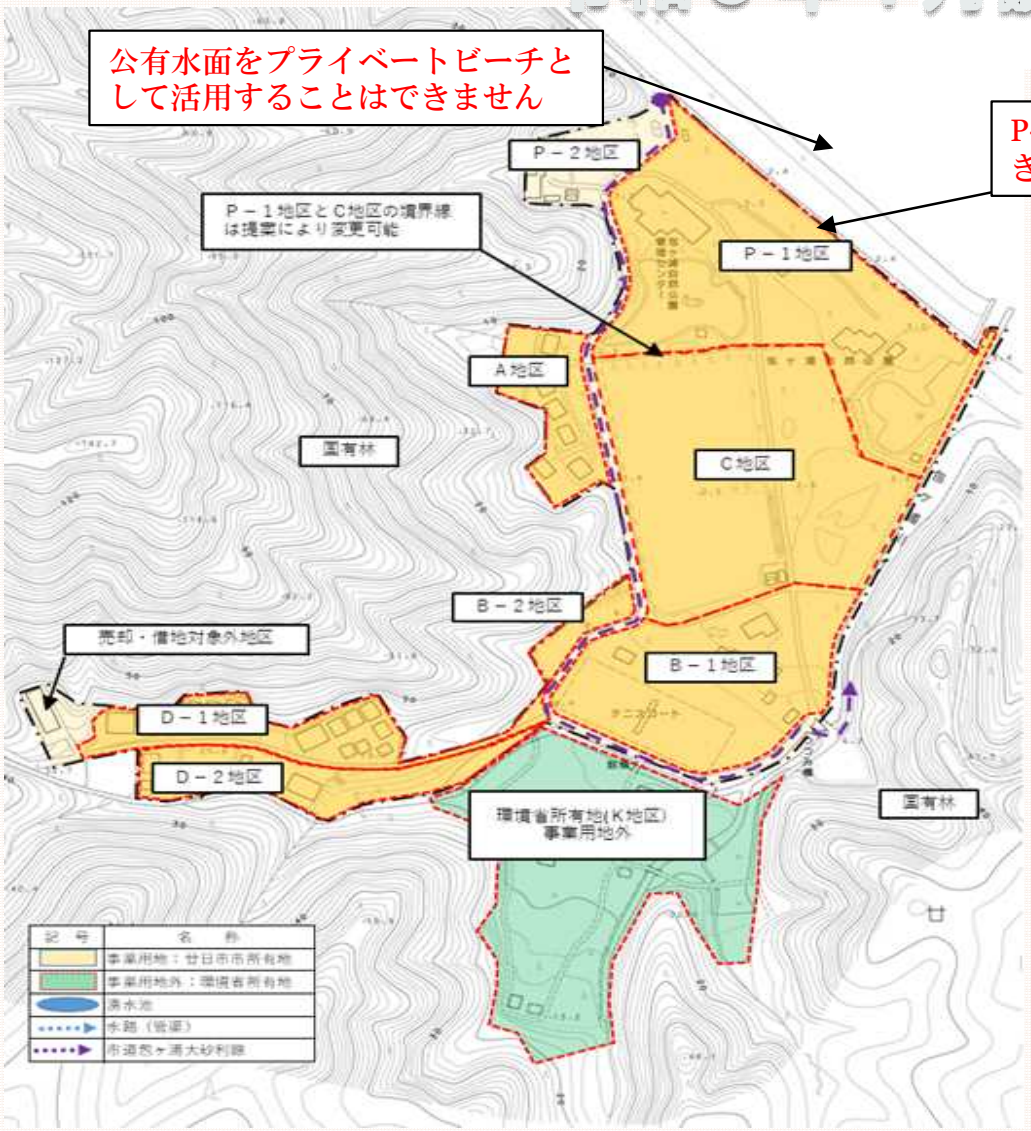

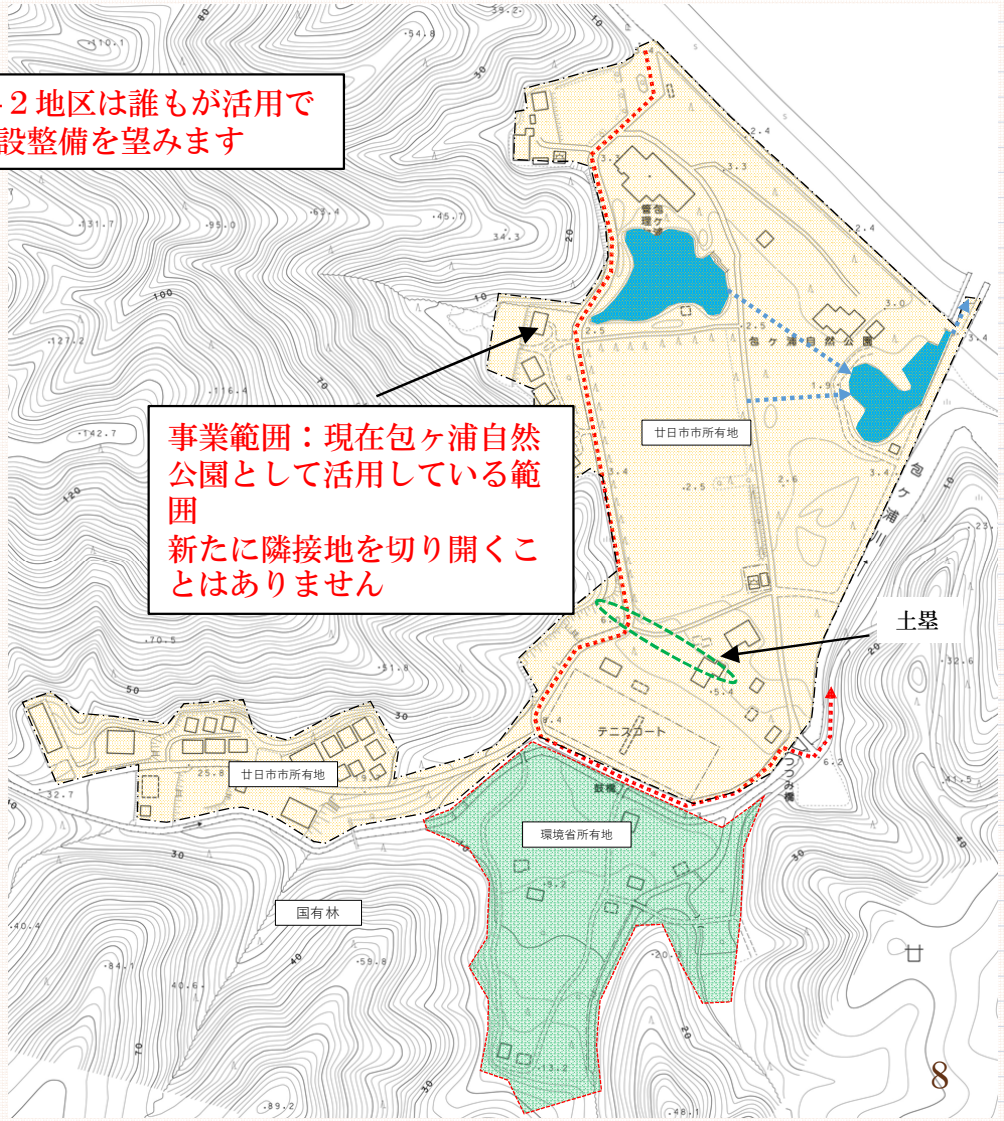

現在考えている活用エリア

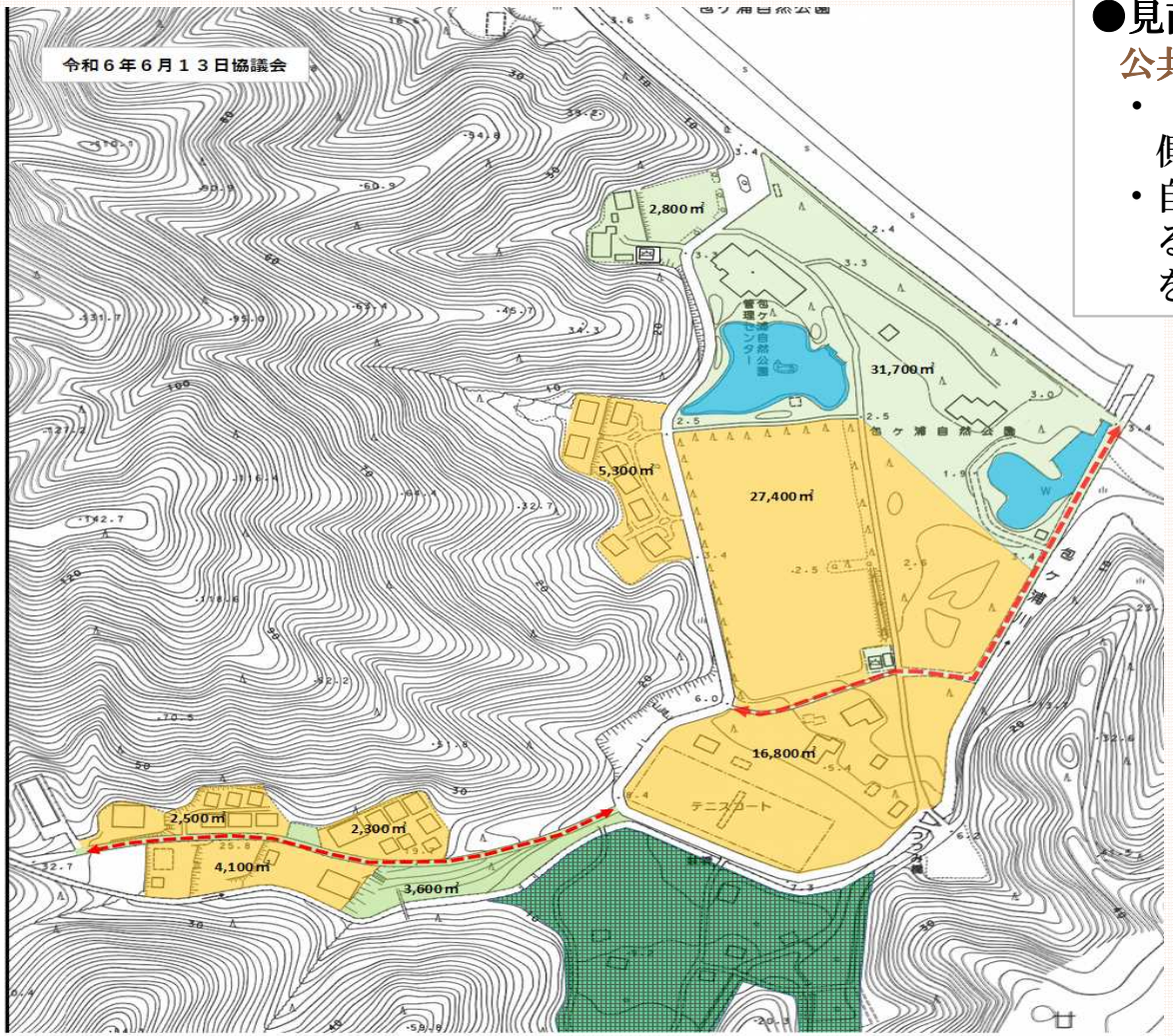

●見直しの概要

公共エリアの拡大 24,000㎡⇒ 38,100㎡

- 「シバナ保護地」の保全のため、海浜側エリアを公共エリアへ変更
- 自然保護活動や自由な散策が可能となるよう、宿泊施設エリア内の園内通路を確保など

区　分	面積(㎡)
宿泊施設エリア	58,400
公共エリア	38,100
環境省用地	26,000
合　計	122,500

凡　例	
表示	内容
	宿泊施設エリア
	公共エリア
	調整池
	環境省用地（公募対象外地区）
	園内通路

R5.4月説明会で提示①：リスクに対する市の考え方

土地は売りません

事業が失敗した際に最も恐れるのは転売や既存施設が廃墟として残ること。

そのため、土地は市のものとして賃借します。

厳しい規制は変えません

宮島地域には文化財保護法や自然公園法など厳しい規制がたくさんあります。その条件に適合した施設でなければ許可はおりません。

R5. 4月説明会で提示②：事業者の決定方法

従前の決め方は…

- 市が建物のデザイン等を決定
- 市が予定金額を決定

↓

- 価格競争で決定

↓

- 使いにくい
- 費用がかさむ

プロポーザル方式とは？

- 事業者がデザインや活用範囲、運営方法などを提案

↓

- 一番良いアイデアを選択

↓

- 事業者が建設費や運営費を念頭に黒字経営を目指す
- 運営者のアイデアが生かされる
- 市の負担がない

R5. 4月説明会以降の市の取組

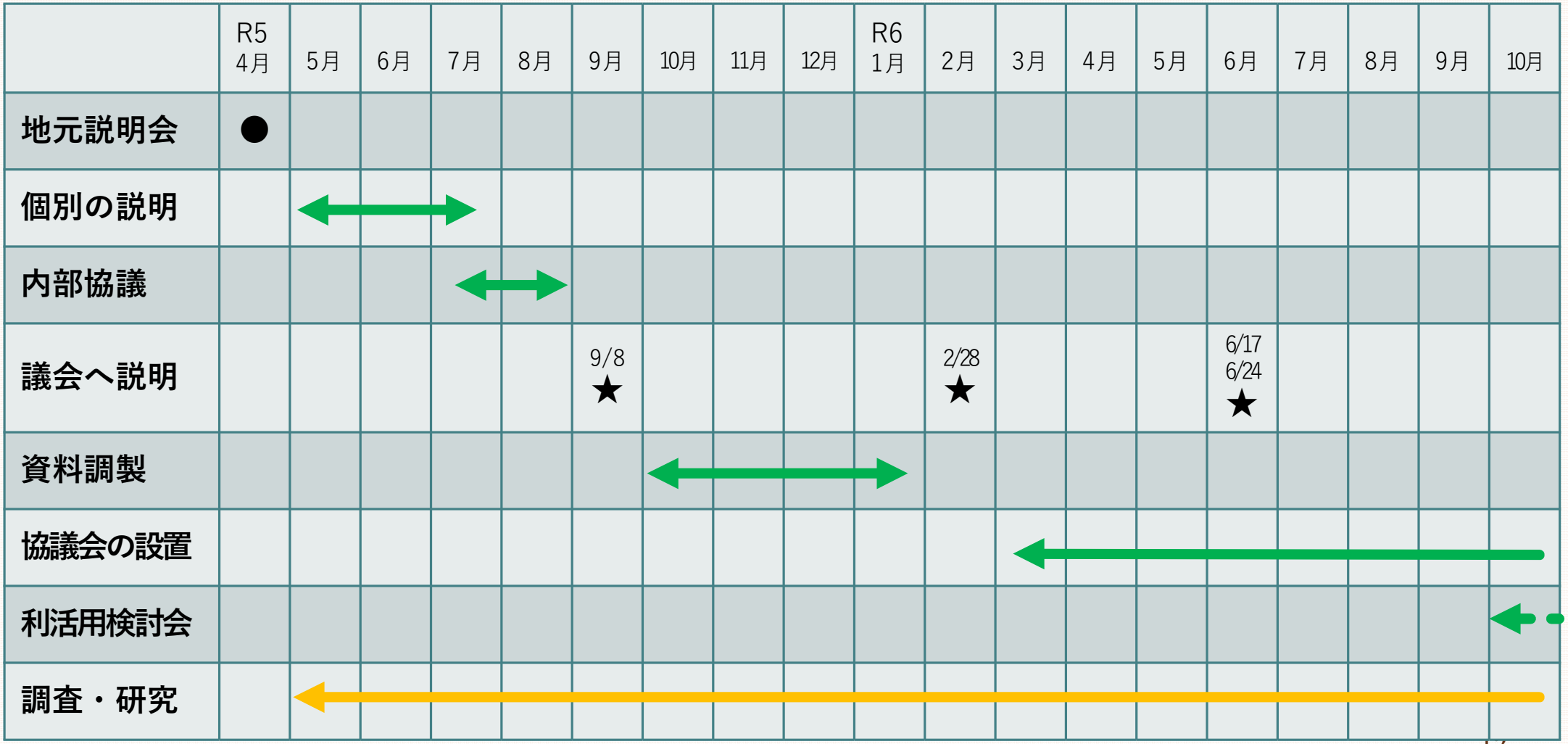

説明会後に気づいたこと

- 個々に説明を行って回っても「具体的なイメージ」がわかないといった意見が多い
- 全体を対象エリアとするのではなく海辺は事業エリアから外すなど、一般利用可能な場所を明確にする必要がある
- 市だけではなく地元の意見を聞いて進める必要がある

令和５年９月議会での説明内容

- **イメージが具体化できる公募要領への見直しを報告（令和6年3月まで）**
- **公募の時期は未定であることを報告**
- **旅館組合、観光協会、商工会、総代会、地元議員で協議会をつくることを確認（令和6年4月以降）**

令和６年２月議会での説明内容

- **これまで出された課題に対する対応方針**
- **公募要領の要点**
- **事業者ヒアリングの状況**
- **経済効果見込み**
- **地元協議会の設立**
- **令和6年度関連予算**

令和6年5月23日
宮島包ヶ浦自然公園を守る会が市議会へ13,815筆の署名を提出

令和6年6月17日
宮島包ヶ浦自然公園を守る会が市議会環境産業常任委員会で説明・質疑応答

～宮島包ヶ浦自然公園を活用した「高付加価値旅行者に対応した宿泊施設」誘致に反対～

- 自然破壊
- 世界遺産登録抹消
- ヘリポート建設

令和６年６月議会での説明内容（自然破壊）

活用範囲は現在活用している土地であり、新たな造成等は認めない

自然公園として一般利用者の利用するエリアも確保する

汽水域は市が管理するエリアとする

植樹など、自然への配慮を事業者にも求めていく

現在の様々な法規制の中で適合するものを求めていく

必要に応じて市が調査を実施

求めるもの（再掲）

- 豊かな自然資源を活用した観光施設

令和６年６月議会での説明内容（世界遺産登録抹消）

国内法を遵守している限り、世界遺産登録から外れることはない。

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」の条文には、個々の世界遺産の保護等に係る「直接的な規定・条文」はない。

【根拠法令】

○世界遺産条約 第５条（文化遺産及び自然遺産の国内的及び国際的保護）

「各締約国は、自国の領域内に存在する文化及び自然の遺産の保護、保存及び整備活用のための効果的かつ積極的な措置がとられることを確保するため、できる限り、自国に適した条件に従って、次のとおり努力する。」

(a)～(c)　（略）

(d) 文化及び自然の遺産の認定、保護、保存、整備活用及び機能回復に必要な法的、科学的、技術的、行政的及び財政的措置をとる。

⇒ 各国において、世界遺産を守る措置（国内法）をとる必要がある。

【国内法等】

文化財保護法（特別史跡及び特別名勝、天然記念物）、自然公園法（瀬戸内海国立公園）、都市公園法（広島県都市公園（宮島））、建築基準法（高さ等基準の緩和及び制約）、都市計画法（宮島都市計画区域（非線引き））、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例（重伝建）、特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画（現状変更手続き）など

令和６年６月議会での説明内容（ヘリポート）

- 現状の包ヶ浦自然公園内の臨時ヘリポート（航空法上では「飛行場外離着陸場」）は、運航者が、航空局（関西空港事務所）に申請し、許可を得て、救急や物資運搬等の用途で運航している。
- 今後の計画(案)では、活用されず老朽化の進む包ヶ浦桟橋の管理棟を撤去し、同場所へ移転・機能追加（交通アクセス）を行う考えである。

	公共用ヘリポート 【常設】航空法38	非公共用ヘリポート 【常設】航空法38	飛行場外離着陸場 【臨時】航空法79	備　考
管轄 (設置申請先)	航空局（本省）	航空局（地方）	航空局 （管轄空港事務所）	
利用制限	誰でも使用できる （拒否権なし）	設置者が認めた者 （拒否権あり）	運航者ごとに申請 （許可制）	
全国の設置数 （R5.1.1現在）	12箇所	89箇所	申請による数 （全国に多くある）	※市有地の利用に当たっては、別途行政財産の使用許可が必要
広島県内の設置例	広島ヘリポート （広島市西区）	NHK広島	・JA広島総合病院 ・宮島(包ヶ浦）ほか	

宮島包ヶ浦自然公園利活用検討協議会の協議経過

4月19日　準備会開催
5月　2日　第1回協議会開催
5月28日　第2回協議会開催
6月13日　第3回協議会開催
7月19日　第4回協議会開催

⇒利活用方針の策定について承認

【宮島地域関係者】 ５名　※五十音順
- 有本　隆哉（前宮島旅館組合組合長）
- 佐々木　雄三（市議会議員）
- 中村　靖富満（宮島観光協会会長）
- 正木　文雄（宮島町総代会会長）
- 松本　誠（宮島町商工会会長）

【廿日市市】 ３名
- 村上　雅信（副市長）※座長
- 原田　忠明（副市長）
- 木下　英治（産業部長）

【事務局】
廿日市市産業部観光課

包ヶ浦自然公園利活用方針の策定

● 包ヶ浦自然公園全体の利活用のあり方を踏まえた「宮島包ヶ浦自然公園利活用方針」を策定する。

◎策定の進め方（案）

包ヶ浦自然公園に関する基礎的情報を整理し、協議会で意見のあった公園全体の将来の姿や利活用イメージを検討していく。

① 基本事項の整理

・本市の計画上の位置付け、国立公園を巡る動向をはじめ、現施設の現状や課題、包ヶ浦自然公園に係る法規制などの基礎的情報を体系的に整理

② 利活用方針（案）の策定

・上記①を踏まえ、公園全体の将来の目指すべき方向性や、利活用のイメージやゾーニングの考え方などについて整理

策定に当たっては、幅広い意見を集約するため、協議会メンバー以外の参画の方法等について、協議会で議論し、決定する。

ご清聴ありがとうございました。